



# 宮 崎 県 公 報

平成21年4月9日(木曜日)第2073号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 高 洲 町 222 番 地  
合 資 会 社 愛 文 社 印 刷 所

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

## 目 次

<b>告 示</b>	頁
○歳入の収納の事務の委託……………(秘書広報課) 1	
○救急病院の認定……………(医療業務課) 1	
○民有林の保安林の指定(2件)……………(自然環境課) 1	
○歳入の徴収の事務の委託……………(工業支援課) 2	
○土砂災害警戒区域の指定……………(砂防課) 2	
○土砂災害特別警戒区域の指定……………( ) 2	
○県が施行する市町村公共下水道工事の開始……………(公園下水道課) 2	
○宮崎県証紙売りさばき人の変更の届出	
	(2件)……………(会計課) 3
<b>公 告</b>	
○大規模小売店舗の変更に関する届出……………(商業支援課) 3	
○大規模小売店舗の新設に関する届出に対する市町村の意見……………( ) 3	
○大規模小売店舗の変更に関する届出に対する市町村の意見……………( ) 4	
○土地改良区の清算人の就任の届出……………(農村整備課) 4	
○県営土地改良事業計画の策定……………( ) 4	
<b>正 誤</b>	
○平成20年4月17日付け県公報(第1973号)中…………… 4	
○平成20年11月17日付け県公報(第2034号)中…………… 5	

## 告 示

### 宮崎県告示第 318号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、歳入の収納の事務を次のとおり委託した。

平成21年4月9日

宮崎県知事 東国原 英 夫

委託した収納事務	委 託 先	委 託 期 間
県政刷新ポスター売払代金の収納事務	社団法人 宮崎県物産振興センター	平成21年4月1日から 平成22年3月31日まで

### 宮崎県告示第 319号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院と認定した。

平成21年4月9日

宮崎県知事 東国原 英 夫

#### 1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
日之影町国民健康保険病院	西臼杵郡日之影町大字七折9074番地3

#### 2 救急病院の認定の有効期間

平成21年4月1日から平成24年3月31日まで

### 宮崎県告示第 320号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成21年4月9日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 民有林の保安林の所在場所 東臼杵郡椎葉村大字下福良字上椎葉1826-27、1826-31
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

#### (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字上椎葉1826-27・1826-31(以上2筆について、次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

#### (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに椎葉村役場に備え置いて縦覧に供する。)

### 宮崎県告示第 321号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成21年4月9日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 民有林の保安林の所在場所 東臼杵郡諸塚村大字家代字枳藪740-3、778、大字七ツ山字シカキ谷8346-1、8346-3
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件

#### (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。  
 字釈藪 740-3・778・字シカキ谷8346-1 (以上3筆について、次の図に示す部分に限る。)、8346-3  
 イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
 ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
 エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
 次のとおりとする。  
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東白杵農林振興局並びに諸塚村役場に備え置いて縦覧に供する。)

**宮崎県告示第 322号**

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第 158条第 1 項の規定により、歳入の徴収の事務を次のとおり委託した。  
 平成21年 4 月 9 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

委託した徴収事務	委 託 先	委 託 期 間
宮崎県機械技術センターに係る使用料及び手数料	財団法人宮崎県機械技術振興協会	平成21年 4 月 1 日から 平成26年 3 月31 日まで

**宮崎県告示第 323号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。  
 なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。  
 平成21年 4 月 9 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

市町村名	地 区 名	土砂災害警戒区域の箇所(溪流)番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
新 富 町	越 田 1	I - 1 - 1081 - 1	急傾斜地の崩壊
	越 田 2	I - 1 - 1081 - 2	急傾斜地の崩壊
	越 田 3	I - 1 - 1081 - 3	急傾斜地の崩壊
	越 田 4	I - 1 - 1081 - 4	急傾斜地の崩壊
	比 良	I - 1 - 1082	急傾斜地の崩壊
都 農 町	上 轟 1	I - 1 - 1105 - 1	急傾斜地の崩壊
	上 轟 2	I - 1 - 1105 - 2	急傾斜地の崩壊

都 農 町	下 轟	I - 1 - 1106	急傾斜地の崩壊
	上 田 1	I - 1 - 1107 - 1	急傾斜地の崩壊
	上 田 2	I - 1 - 1107 - 2	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び高鍋土木事務所に備えおいて縦覧に供する。)

**宮崎県告示第 324号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成21年 4 月 9 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

市町村名	地 区 名	土砂災害特別警戒区域の箇所(溪流)番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
新 富 町	越 田 2	I - 1 - 1081 - 2	急傾斜地の崩壊
	越 田 3	I - 1 - 1081 - 3	急傾斜地の崩壊
	越 田 4	I - 1 - 1081 - 4	急傾斜地の崩壊
	比 良	I - 1 - 1082	急傾斜地の崩壊
都 農 町	上 轟 1	I - 1 - 1105 - 1	急傾斜地の崩壊
	上 轟 2	I - 1 - 1105 - 2	急傾斜地の崩壊
	下 轟	I - 1 - 1106	急傾斜地の崩壊
	上 田 1	I - 1 - 1107 - 1	急傾斜地の崩壊
	上 田 2	I - 1 - 1107 - 2	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び高鍋土木事務所に備えおいて縦覧に供する。)

**宮崎県告示第 325号**

過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第15条第 1 項の規定により、県が施行する市町村公共下水道工事を次のとおり開始する。

平成21年 4 月 9 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 公共下水道の名称  
北郷町特定環境保全公共下水道
- 工事の内容及び工事の区域又は区間  
(1) 終末処理場建設 日南市北郷町郷之原字新宮前

(2) 幹線管渠建設 日南市北郷町郷之原字山澄上から字正月作まで

3 工事の開始の日  
平成21年5月1日

宮崎県告示第 326号

宮崎県収入証紙条例施行規則（昭和39年宮崎県規則第11号）第11条第5項の規定により、収入証紙売りさばき人から次のとおり変更の届出があった。

平成21年4月9日

宮崎県知事 東国原 英 夫

変 更 前		変 更 後		変 更 年 月 日
売りさばき をする場所	売りさばき 人の名称	売りさばき をする場所	売りさばき 人の名称	
南那珂郡北郷町大字郷之原1477北郷町役場内	北郷町長	日南市北郷町郷之原1477北郷総合支所内	日南市長	平成21年3月30日

宮崎県告示第 327号

宮崎県収入証紙条例施行規則（昭和39年宮崎県規則第11号）第11条第5項の規定により、収入証紙売りさばき人から次のとおり変更の届出があった。

平成21年4月9日

宮崎県知事 東国原 英 夫

変 更 前		変 更 後		変 更 年 月 日
売りさばき をする場所	売りさばき 人の名称	売りさばき をする場所	売りさばき 人の名称	
南那珂郡南郷町南町8-1南郷町役場内	南郷町長	日南市南郷町南町8-1南郷総合支所内	日南市長	平成21年3月30日

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成21年4月9日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
都城ショッピングセンター

都城市千町4351-2 外

- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社トーア 代表取締役 渡瀬 登  
都城市早水町4500番地

- 3 変更しようとする事項

- (1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- ① 駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 敷地内駐車場店舗建物周囲 (No.1) 524台、  
敷地外駐車場店舗敷地東側 (No.2) 385台  
合計 909台  
(変更後) 敷地内駐車場店舗建物周囲 469台

- (2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- ① 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 敷地内駐車場 (No.1) 24時間、  
敷地外駐車場 (No.2) 午前8時30分から午後8時30分

(変更後) 敷地内駐車場 24時間

- ② 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 敷地内駐車場北側 3箇所、  
敷地外駐車場北側 1箇所  
合計 4箇所  
(変更後) 敷地内駐車場北側 3箇所

- 4 変更する年月日

平成21年12月1日

- 5 変更する理由

経営環境に対応した営業政策のため

- 6 届出年月日

平成21年3月30日

- 7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間

- (1) 場所

宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

- (2) 期間

平成21年4月9日から平成21年8月10日まで

- 8 意見書の提出先及び期間

- (1) 提出先

宮崎県商工観光労働部商業支援課

- (2) 期間

平成21年4月9日から平成21年8月10日まで

- 9 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により、都城市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成21年4月9日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) 西鷹尾ショッピングセンター

都城市鷹尾5丁目4342番地 1 外

2 意見の概要

計画地に面する県道都城霧島公園線は常時交通量が多く、近隣には高校及び小中学校が位置しており、特に朝・夕のラッシュ時は車のみならず歩行者や自転車などが増大する地帯である。さらに蓑原交差点を中心に付近の道路事情は複雑であることから、ショッピングセンターが開店することを踏まえ、以下の安全対策等を講じること。

- (1) 届出の動線設定図によると、全ての退店車輛の右折出庫は出入口3から左折して右折する設定になっているが、県道都城霧島公園線への右折は蓑原交差点に近接しており、停止禁止部分は設置されているものの、交通量が多く、見通しも悪いことから右折は困難なため、常時、交通整理員を配置するなどの対策をとること。また、出入口3からの右折についても、約70メートル先の道路幅が狭くなっていることから看板等により注意を喚起すること。
(2) 出入口1は、蓑原交差点に近接していることから右折入庫をさせないようにしているが、全ての来店車輛を阻止するには中央線上にポストコーンを設置するなどの検討をすること。また、昼間の出庫についても、カラーコーンの設置により全ての出庫をさせない対策をとっているが、対策が不完全であり来店者が規制を必ず遵守するとは限らないため、そのような対策をとる時は、常時、交通整理員を配置すること。さらにG棟東側付近の駐車場は、来店車輛が頻繁に通行するため、設置については安全性を含め検討すること。
(3) 出入口2は、最も来店及び退店車輛が多いことが予測されており、通路を挟んで両側にF棟の駐車場があり通路に余裕がないことから、通行車輛と駐車場利用車輛が重なることが予想され、渋滞や事故を引き起こす恐れがあるため、駐車場の配置について再検討すること。また、(1)でも触れたように退店車輛の右折出庫をスムーズに処理するために、出入口2をメインの出入口とし、右折出庫レーンを設置するなど余裕のある出入口の設定を検討すること。
(4) 騒音レベル最大値が基準を超えている地点については、夜間の営業時間が短い理由に関係なく、住宅が接近していることから、防音壁等を設置し基準値内に抑えるよう対策を講じること。

3 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成21年4月9日から平成21年5月11日まで

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により、西都市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成21年4月9日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西都農業協同組合Aコープさいと店

西都市大字右松2108番地 外18筆

2 意見の概要

意見は無し

3 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成21年4月9日から平成21年5月11日まで

土地改良法(昭和24年法律第195号)第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定により、仁田尾土地改良区(宮崎市)の清算人の就任について次のとおり届出があった。

平成21年4月9日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 就任した清算人

Table with 2 columns: 氏名, 住所. Rows include 中村 義孝, 外 蘭 香, 松 木 利 夫, 黒 木 紀 幸, 小 原 哲 雄.

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、渡内地区県営土地改良事業(国富町、ため池等整備事業)に係る土地改良事業計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成21年4月9日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 縦覧に供する書類

策定に係る土地改良事業計画書の写し

2 縦覧期間

平成21年4月9日から平成21年5月13日まで

3 縦覧場所

国富町役場農地整備課内

正 誤

平成20年4月17日付け県公報(第1973号)中

Table with 5 columns: ページ, 段, 行, 誤, 正. Rows show corrections for page 7, right margin, lines 2 and 5.

平成20年11月17日付け県公報（第2034号）中

ページ	行	誤	正
5	12	公益的法人派遣条例	公益的法人等派遣条例

--	--